

令和5年第6回守山市農業委員会総会議事録

第6回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和5年6月9日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第27号～議第29号

議第27号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第28号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第29号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 23 号～報告第 24 号

報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借
解約通知について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 北野 豊弘	2 川島 忠文	3 林 茂一
4 石田 達男	5 木村 伊太郎	6 寺田 久重
7 林 善治	8 下村 耕	9 戸田 守晃
10 山本 麻紀代	12 寺田 英子	13 秋山 新治

3 欠席委員は、0 名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	上畠 敏宏
局 員	参事	岡田 秀樹
局 員	専門員	吉川 与司一
書 記	指導員	井上 俊明

農政課 課長 福嶋 信宏
農政課 事務員 杉本 咲絵

○局 長

本総会は委員総数 12 名中 12 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 5 年第 6 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 5 年第 6 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 1 件、報告案件 2 件の合計 5 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

1 番 北野 豊弘 委員

2 番 川島 忠文 委員 を指名いたします。

○議 長

それでは、議題に入ります。議第 27 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 27 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 27 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 (第 9 条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第 27 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第27号の提案理由の説明を終わります。

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

○○○○○○地先で果樹を栽培されるようですが、露地での栽培なのか、ハウスなのでしょうか。

○農政課

ハウスでの栽培と聞いています。

○●番 ●● ●●林 善治委員

ハウスとなりますと雨水の処理が心配ですね。この○○地先では、何年か前的大雨で畑が浸かるくらい雨水が滞留し、近くの住宅に浸水したことがありますので、雨水対策を講じていただきたいと思います。

○議 長

県の審議会でも「太陽光発電」の転用で農地への雨水の地下浸透がなくなり、大雨の時に心配する意見があったことがあります。農政課でもこれだけのハウス団地ができるのですから、何か影響があるのか検討が必要かと思います。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 28 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第28号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

審議に入る前に、本件の 4 番については関係者に委員がおられるので、最初に本件の 1 番から 3 番、5 番から 7 番を審議いたします。

事務局より、議第 28 号の 1 番から 3 番、5 番から 7 番の提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（担当者） （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 28 号の 1 番から 3 番、5 番から 7 番の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書 2 ページ、位置図 2 ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、7件でございます。

1番の案件です。(位置図 P2)

土地の所在地は、守山市〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇
30平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。

契約内容は交換。事由は事由欄に記載のとおりです。譲
受人の現在の経営面積は、8.1アール、通作距離は0.4キ
ロメートルです。

次の2番との交換になります。

2番の案件です。(位置図 P2)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 13平方
メートルの田です。

1番の譲受人と譲渡人とは逆転します。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。

契約内容は交換。事由は事由欄に記載のとおりです。譲

受人の現在の経営面積は、58.2 アール、通作距離は 0.3 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 P3)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,368 平方メートル および同じく 〇〇 〇〇〇〇番 1,631 平方メートルの全て田で 2 筆合計 2,999 平方メートルです。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、3,903 アール、通作距離は 1.4 キロメートルです。

なお、事由欄に記載のとおり、合意解約同時提出案件です。

5 番の案件です。(位置図 P5)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 808 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん

〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲
受人の現在の経営面積は、26.4アール、通作距離は3.6
キロメートルです。

6番の案件です。(位置図 P6)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番 1,229
平方メートル、同じく 〇〇〇番〇 983平方メートル、
同じく〇〇〇番〇 1,068平方メートル、同じく 〇〇〇
番 1,183平方メートル、同じく 〇〇〇番〇 55平方メ
ートル、同じく〇〇〇番〇 1,056平方メートル、同じく
〇〇〇番〇 884平方メートルで登記は記載のとおりです。
譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。

次に〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番 1,236平方メートル、
同じく 〇〇〇番〇 73平方メートル、同じく 〇〇〇番
1,421平方メートル、同じく 〇〇〇番〇 63平方メー
トルで登記は記載のとおりです。譲渡人は守山市〇〇町〇〇
〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

次に〇〇町 〇〇〇 〇〇番〇 1,332平方メートルの

田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳 と同住所 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。
持ち分は記載のとおりです。

次に〇〇町 〇〇〇 〇〇番〇 1,297 平方メートル、
同じく 〇〇番 1,391 平方メートルで全て田です。譲渡
人は守山市〇〇町〇〇〇番地の〇〇 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。

次に〇〇町 〇〇〇 〇〇番 1,226 平方メートルの田
です。譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。

次に〇〇町 〇〇〇 〇〇番 1,143 平方メートルの田
です。譲渡人は大津市〇〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇
〇〇さん 〇〇歳。

次に〇〇町 〇〇〇 〇〇番 991 平方メートル、同じ
く〇〇番 1,381 平方メートルで全て田です。譲渡人は守
山市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇
歳です。

以上申し上げた農地の譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番
地〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇
〇 〇〇さん です。契約内容は売買。事由は事由欄に記
載のとおりで、〇〇 〇〇さんと〇〇 〇〇さんの土地に

つきましては合意解約が5月22日に提出済みです。なお、譲受人の現在の経営面積は、119.7アール、通作距離は1.2キロメートルです。

7番の案件です。(位置図 P7)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,100平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

次に、土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,000平方メートル、および同じく 〇〇 〇〇〇〇番 1,200平方メートルの全て畑で 2筆合計 2,200平方メートルです。譲渡人は、京都市〇〇区〇〇〇〇町〇番地の 〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

次に、土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,200平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

次に、土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,700平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

次に、土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,900平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇

〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

次に、土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番
3,500 平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇
〇番地〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

次に、土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 100
平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番
地の〇〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

次に、土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 100
平方メートルの畑です。譲渡人は、神奈川県川崎市〇〇区
〇〇 〇丁目〇番〇-〇〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇
歳です。

次に、土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番
6,100 平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇
〇〇番地の〇〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

次に、土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番
1,000 平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇
〇〇番地 〇〇 〇さん 〇〇歳です。

次に、土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番
1,000 平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇
〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

以上の譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 株式会社

〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、323.5 アール、通作距離は 0.3 キロメートルです。

これらの農地はこれまで、農業協同組合を介しての転貸で、耕作者は全て〇〇 〇〇さんでした。今回、合意解約がなされています。

以上の件につきましては、

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第 2 号の法人要件（農地所有適格法人以外の法人による農地取得は不可）については、1 番から 5 番は個人であるため適用ありません。

6 番と 7 番については、農地所有適格法人であることから該当しません。また、第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の貸借による他への貸付もなく、第 6 号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第 28 号の 1 番から 3 番、5 番から 7 番の提

案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番と2番、7番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番と2番は、事務局より説明のありましたように国道○○○号線の新設にともない買収された農地の残地になります。当該地の隣接農地の所有者同士で交換することで、一体利用されることになり利用状況が改善しますので、問題はありません。

7番は、先ほどの議第27号の利用権設定と合わせて一体利用に向けた所有権移転になります。他市に所有栽培されている果樹を移設されるようです。当該地は、2名の大規模農家の撤退があり、今後どのように利用されるか心配されていましたが、認定農家が耕作されることになり、別段問題は無いと思います。

○議 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●●番 ●●● ●●●委員

譲り受け人は認定農家であり、今まで当該地を耕作されていましてので、問題はありません。

○議 長

続いて、5番の案件を●●● ●●●委員にお願いします。

○●●番 ●●● ●●●委員

事務局より説明のあったように、大きな問題はありせん。

以上です。

○議 長

続いて、6番の案件を●●● ●●●委員にお願いします。

○●●番 ●●● ●●●委員

譲り受け人は、農地所有適格法人であり、現在○名の雇用で「水稻、野菜、鶏卵」などの農産物の栽培を行っていると聞いています。譲り渡し人の方々は、高齢化や後継者不足との理由です。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の1番から3番、5番から7番は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件の1番から3番、5番から7番は許可相当とすることに決しました。

○議長

続いて、本件の4番を審議いたします。

本件の4番は農業委員が関係者になることから、農業委員会等に関する法律 第31条(議事参与の制限)にて「農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ことから、本件の関係者である●● ●●委員に退室を求めます。

(●● ●●委員 退室)

○議長

それでは、事務局に、議第28号の4番の提案理由の説

明をいたさせます。

○事務局（担当者） （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第28号の4番の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、位置図4ページとなります。

これも、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

4番の案件です。（位置図 P4）

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 492平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は贈与。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、4948.8アール、通作距離は1.4キロメートルです。

なお、事由欄に記載のとおり、合意解約同時提出案件です。

この件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施され

るため該当しません。

また、第2号の法人要件（農地所有適格法人以外の法人による農地取得は不可）については、個人であるため適用ありません。また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第28号の4番の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の現場を確認いただいた

●● ●●委員に報告をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

現在の耕作者が譲り受け人です。奥まった農地ではありませんが、進入路として3メートル幅の通路も同時に贈与を受けられますので、問題はありません。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の4番は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の4番は許可相当とすることに決しました。

○議 長

●● ●●委員に入室を認めます。

(●● ●●委員 入室)

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第29号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第29号 農地法第5条第1項の規

定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

この件に関しても、本件の4番については関係者に委員
がおられるので、最初に本件の1番から3番、5番から10
番を審議いたします。

事務局より、議第29号の1番から3番、5番から10番
の提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（担当者） （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第29号の1番から3番、
5番から10番の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書6ページ、位置図10ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件で
ございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。
今月は、10件でございます。

1番の案件です。（位置図 P11-12）

守山市〇〇町 〇〇〇 〇番〇〇 36平方メートルの
登記地目：田で現況は宅地、貸人は 〇〇町〇〇〇番地
〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、借人は 〇〇町〇番地の〇
〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

貸人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は賃貸借。事由は宅地です。

なお、備考欄に記載のとおり、〇〇町地区 地区計画区域内でございます。また、平成7年に借人の住宅（離れ）を増築した際に今回の申請地についても造成され宅地化された無断転用の是正案件で、顛末書の提出がございます。立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、住宅や公共施設が連坦することから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。(位置図 P13-14)

守山市〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 78平方メートルの畑で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、譲受人は 〇〇町〇〇〇番地〇 株式会社〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

譲渡人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は資材置場です。なお、申請地の周辺は譲受人の事業の拡張に伴い、令和3年6月、令

和4年2月、令和5年3月に資材置場として農地転用許可を得ており、今回の申請地についても一体的に資材置場として利用されるものです。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、住宅や公共施設が連坦することから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。(位置図 P15-16)

守山市〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 182平方メートルの登記地目：田で現況は宅地、譲渡人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、譲受人は 〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇号 〇〇〇〇さん 〇〇歳、〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は専用住宅です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件であり、〇〇町地区 地区計画区域内でございます。また、昭和(年月日不明)の頃に譲渡人が造成し宅地化した無断転用の是

正案件で、顛末書の提出がございました。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、住宅等が連坦することから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

5番の案件です。(位置図 P19-20)

守山市〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 443 平方メートルの田で、貸人は 大津市〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇〇〇さん 〇〇歳で、借人は 〇〇町〇〇〇番地〇〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇 〇〇〇さん です。

貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は賃貸借。事由は資材置場です。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、住宅等が連坦することから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

6 番の案件です。(位置図 P21-22)

守山市〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 389 平方メートルの田で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、譲受人は 〇〇 〇丁目〇番〇〇号 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲宅地です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件であり、〇〇町地区 地区計画区域内でございます。

立地基準の判断については、第3種農地で水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に〇〇小学校と〇〇こども園があることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

7 番の案件です。(位置図 P23-24)

守山市〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 364 平方メートルの田で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、譲受人は 〇〇 〇丁目〇番〇〇号 株

式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲宅地です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件であり、〇〇町地区 地区計画区域内でございます。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、住宅等が連坦することから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

8番の案件です。(位置図 P25-26)

守山市〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番 284平方メートルの畑で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、譲受人は 栗東市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇-〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は専用住宅です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件であり、〇〇町地区 地区計画区域内でございます。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、住宅等が連坦することから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

9番の案件です。(位置図 P27-28)

守山市〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 30平方メートルの田および〇〇〇〇番〇 325平方メートルの田で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、譲受人は 大津市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲宅地です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件であり、〇〇町地区 地区計画区域内でございます。また、周辺道路工事等の事前着工が見受けられたため、顛末書が提出されています。

立地基準の判断については、第3種農地で水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に〇〇小学校と〇〇

こども園があることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

10 番の案件です。(位置図 P29-30)

守山市〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 325 平方メートルの田および〇〇〇〇番〇 9.44 平方メートルの田で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、譲受人は 栗東市〇〇 〇丁目〇〇番〇-〇号 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲宅地です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件であり、〇〇町地区 地区計画区域内でございます。また、周辺道路工事等の事前着工が見受けられたため、顛末書が提出されています。

立地基準の判断については、第3種農地で水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に〇〇小学校と〇〇こども園があることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題

はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第29号の1番から3番および5番から10番の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

この案件につきましては、住宅を建築の際に埋め立てされ敷地の一部として利用されている無断転用の案件になります。

以上です。

○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

周辺は開発が進んでいる区域であり、また、当該地の面積も狭いことから手放されることになりました。隣接する資材置場と一体利用される案件になります。

ご審議、よろしくをお願いします。

○議 長

続いて、3番と6番、7番、9番、10番の案件を●● ●

●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

3番は、奥に農地がありますが通路を設置することになりますので、周囲の農地への影響はありません。

6番、9番 10番に関しては、周囲が住宅化されている地区計画区域ですので、問題無いかと思います。

7番に関しても、地区計画区域内ですので問題ないかと思ひます。よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、5番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地は、10年以上耕作されていない農地であり、道路に面していますので、問題は無いと思ひます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、8番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

他市に住まいされており地元に戻りたいとの思ひで、今回の転用になりました。当該地は住宅に挟まれた農地で耕

作はされていませんでした。隣接地も〇〇の所有地であり
一体での利用となるようです。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

去る5月25日に●● ●●委員と事務局とで現場を見
に行きました。いずれの案件につきましても隣接農地への
影響は無いように思われました。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
いたします。本件の1番から3番および5番から10番は
許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の1番から3番および5番から10番は許可相当とすることに決しました。

○議 長

続いて、本件の4番を審議いたします。

この4番は農業委員が関係者になることから、農業委員会等に関する法律 第31条（議事参与の制限）にて「農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ことから、本件の関係者である●● ●●委員に退室を求めます。

(●● ●●委員 退室)

○議 長

それでは、事務局に議第29号の4番の提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第29号の4番の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書6ページ最下段、位置図17、18ページとなります。

4番の案件です。(位置図 P17-18)

守山市〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 46 平方メートルの登記地目：田で現況は雑種地、譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、譲受人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は贈与。事由は奥の農地の田に出入りするための通路です。

なお、備考欄に記載のとおり、〇〇町地区 地区計画区域内でございます。また、昭和（年月日不明）に譲渡人が造成し雑種地化した無断転用の是正案件で、顛末書の提出がございます。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、住宅等が連坦することから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第29号の4番の提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の現場を確認いただいた

●● ●●委員に報告をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

先ほどの議第 28 号の 4 番でありました贈与される農地への進入路となりますので、問題はありません。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

特にありません。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（第 10 条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （第 17 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の 4 番は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（第 10 条発言） 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の 4 番は許可相当

とすることに決しました。

○議 長

●● ●●委員に入室を認めます。

(●● ●●委員 入室)

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 23 号から報告第 24 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の
報告について

4 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

25 件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 20 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 5 年 6 月 20 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記

に署名する。

1 番 北野 豊弘 委員

2 番 川島 忠文 委員